

# 平成25年6月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成25年6月19日水曜日(午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
4番	堀田	一徳
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

**議** 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成25年6月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

**議** 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、波戸勇則議員及び小谷龍一郎議員を指名します。

**議** 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から6月25日までの7日間にしたいと思いますが異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から6月25日までの7日間と決定しました。なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(10:01)

**議** 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る4月8日に、東彼杵郡町村議会議長会総会が波佐見町で開催されました。今年度は役員改選の年で、会長に川田波佐見町議会議長、副会長に森東彼杵町議会議長を選任致しております。このほか、平成24年度事業経過報告並びに決算、平成25年度の事業計画及び予算と、県町村議会議長会主催の研修会への参加、郡内全議員による研修会等の開催を行うことを確認致しております。

次に、去る6月11日に平成25年度の第1回長崎県町村議会議長会臨時総会が長崎市において開催されました。今年度は、役員の改選の年にあたり会長に時津町議会議長、副会長に東彼杵町議会議長を再任し、新しく副会長

に長与町議会議長が選任をされております。また、道州制の導入に反対する旨の決議を、この折に行っております。お手元に決議文を配布しておりますので、後ほどご一読をお願いを致します。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が3月定例会以降、主に私が出席した会議であります。その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から3月実施分、4月実施分、5月実施分の例月出納検査の結果に関する報告書が提出をされておりますので、ご一読を願います。

また、本会議までに受理した「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」及び「母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」については、配布にとどめますので、ご了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

**議 長** 次に、日程第4、行政報告をおこないます。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日、ここに平成25年川棚町議会6月定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席いただき、定刻開会をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、行政報告を数点させていただきます。

まず、町道上組西部線の改良事業についてでございます。町道上組西部線は、平成5年度から改良工事を進めておりましたが、上組地区から中山地区につきましては、地すべり地区内であることや、河川管理者との協議等でクリアしなければならない技術的なことなどもありまして、改良がなされていないところでございます。このような中で、当該地区の中山側が、現在進めております県営事業の基幹農道川棚西部地区の起点となることから、昨年5月から県と協議を行いまして、事業要望をしておりましたところ、本年5月15日付けで、国から補助事業としての採択をする旨の内示を受けたところでございます。今後は、この未改良区間1,170mを2つの区間に分割を致しまして、測量設計、用地補償交渉を進め、歩道の新設と併せ、拡幅改良事業を進めてまいりたいと考えております。なお、この事業は基幹農道川棚西部地区の起点であります中山側から始めることに致しておりまして、約7カ年計画で進めることとなりますが、地権者の皆様の初め、地元関係者のご理

解をいただいて、通学路等、車両通行の安全確保を図ってまいりますので、皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、県営事業の木場治山事業についてでございます。木場郷内の治山事業は、長崎県が平成23年度から平成25年度の3年間で実施をしている事業でございます。本事業の経緯についてであります。まず木場郷は周辺を山に囲まれた中山間地帯でありまして、住宅の背後は急峻な山林となっており、住宅の背後は急峻な山林となるところがほとんどであります。近年では、岩山の風化が著しく、落石の発生や地区住民の高齢化等により、山林の維持管理も行き届かない状況で荒廃化が進んでおり、大雨などの異常気象時には、家屋への被害が懸念されているところでございます。このような状況から、木場郷自治会より平成22年2月1日に防災工事の実施についての要望書が提出されましたので、本町から平成22年2月5日付けで長崎県へ治山事業施工願を提出していたところでございます。これを受けまして、長崎県から林野庁に対して、奥地保安林保全緊急対策事業の採択申請書が提出され、平成22年11月4日付けで事業が採択されております。本事業の総事業費は約2億円で、負担率につきましては、国が10分の5、長崎県が10分の5となっておりまして、川棚町の、いわゆる地元負担金はございません。

対策工事と致しましては、下木場地区一帯となっておりまして、内容につきましては治山ダム2箇所、山腹工4箇所、それに森林整備35haの事業が計画をされているところであります。すでに治山ダム1箇所の2基につきましては、対策工事が完了しておりまして、現在、平成24年度の繰越予算において、山腹工3箇所の工事を実施していただいているところであります。今後は、平成25年度の事業管理に向けて、残りの治山ダム1基と森林整備35haについて取り組んでいただくことに致しております。

次に、大規模災害発生時における支援活動に関する協定についてでございます。災害発生時の総合支援や応援につきましては、これまでも近隣自治体や県北振興局、国土交通省九州地方整備局、また茨城県東海村などと協定を結んでいるところでありますが、災害発生時において、災害を最小限に食い止めるために最も重要なことは、災害の初期段階で被災状況の把握を行い、避難誘導等について迅速に判断することであろうかと思っております。それには、町内の道路や橋梁、急傾斜地などの状況を良く知っておられる地元の建設業

者からの情報が最も有効であり、また被災状況によっては、応急処置や技術者の支援活動をお願いするなど、二次災害を防ぐために早急な対応が期待できるところであります。そのようなことから、川棚町が管理する公共土木施設等を対象にしまして、川棚町建設業協同組合に対して、大規模災害発生初期の段階から情報提供を行っていただき、緊急作業が必要な場合には迅速に対応できるように、危機体制の整備や資機材の確保をしていただき、技術者の緊急出動等を含め、組織として支援活動を行っていただけるよう協定書締結について協議をしてきたところでございます。

このことにつきまして、社団法人川棚町建設業協同組合からご理解をいただきましたので、大規模災害発生時における支援活動、社会貢献に関する協定書を、去る4月1日に締結致しましたのでご報告申し上げます。今後とも、町民の生命、財産の安全確保が図られますよう、努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

次に、指定障害者福祉サービス事業者の指定の取り消しについてでございます。宮城県仙台市に本社を置く、株式会社エコライフが佐世保市において運営しておりました就労移行支援サービス事業所、バンビの杜ハウステンボスにつきましては、障害者自立支援法に定める指定障害者福祉サービス事業者として指定を受けるための指定申請書に、虚偽の事務経歴証明書を添付するなど、不正な手段により指定を受けていたことが判明したため、県は、去る5月31日をもって指定の取消処分を行ったところであります。

このバンビの杜ハウステンボスで、就労移行支援サービスの提供を受けていた利用者が13名いらっしゃいまして、そのうち1名が本町の方でありました。そして、この本町の方は今年の3月から4月まで利用されておられ、国保連合会から給付費の請求がありましたので、請求どおり同連合会に支払いを済ませていたところでございます。しかし、この給付費については、障害者総合支援法第8条の規定による不正利得であることから、県からその事業者に対し給付費の返還を求めるよう指導、助言がありましたので、他市と請求時期等について協議し、昨日、返還請求を行ったところでございます。なお、給付費の返還額につきましては、4月と5月の支払分39万6,500円と、文書偽造など悪質性が高いことから障害者総合支援法第8条第2項の規定を適用し、当該給付費の40%、15万8,600円を加算した額55万

5,100円を返還請求したところでございます。また、この事業所でサービスの提供を受けておられました利用者につきましては、4月までの就労移行支援サービスから就労継続支援B型へのサービス変更を希望されておられましたので、東彼地区障害者地域活動支援センターの相談支援専門員の指導によりまして、間を置くことなく就労継続支援B型のサービスを受けておられますので、ここに報告を致します。

次に、川棚町しおさいの湯健康いきいき利用券の交付事業についてでございます。川棚町しおさいの湯健康いきいき利用券の交付事業につきましては、町民の健康保持と町民相互のふれあいを図り、もって町民の福祉増進に寄与することを目的として事業実施にかかる要綱を制定し、利用券が交付できる運びとなりましたので、今年25日に広報紙と一緒に総代さんへお届けし、総代さんから各世帯へ配布していただくことに致しております。今年度は、各世帯に5枚の利用券を配布致しますので、多くの町民の皆様方に健康保持と町民のふれあいの場として、しおさいの湯を利用していただきたいと思っております。

次に、川棚町生きいきタクシー助成事業についてでございます。川棚町生きいきタクシー助成事業につきましては、乗合タクシーの実現ができなかったため、それを補う制度として、また高齢者の方の社会活動の範囲を広め、自立を支援することを目的として、タクシー利用券を交付することと致しました。この事業の実施にあたりましては、町内タクシー事業者の協力をいただき、今年7月1日から申請手続きを開始することに致しております。詳細につきましては、広報かわたな6月号で周知し、老人クラブ会長会等においても説明する予定に致しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、教育委員会における不登校対策の取組についてでございます。教育委員会では、学校教育における最重点課題として、不登校対策に取り組んでいるところであります。ご存知のように、不登校児童生徒とは、病気や経済的な理由以外の理由で年間30日以上長期欠席した者を指しています。本町におきましては、中学校で20名程度、小学校ではいませんが、登校を渋る児童が時折見受けられ、新たな不登校対策が求められているところであります。そこで、平成24年度から実施をしております学校活性化事業で臨床



心理士をスーパーバイザーとして学校に派遣致しまして、学校生活や学習に  
適応できない児童生徒に対するカウンセリングや、教職員や保護者へのアド  
バイスを行い、不登校になりそうな児童生徒をいち早く見つけ出し、その対  
策を講じているところであります。また、平成25年度から中央公民館に相  
談スペース、らくる（楽に来る）を設置致しました。これは、不登校の生徒  
を中学校へ復帰支援させるための足がかりにするもので、毎週火曜日の13  
時から15時30分まで開設をしているところであります。以上、行政報告  
とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、平成25年度一般会計補正予  
算の他、条例制定1件、条例改正2件、工事請負契約の締結1件、財産の取  
得1件、繰越明許費繰越計算書の報告3件、人権擁護委員候補者の推薦の諮  
問1件でございます。提案理由につきましては、その都度、説明させていた  
だきますのでご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。  
以上でございます。

**議 長** これで行政報告を終わります。

(10:19)

**議 長** 次に、日程第5、一般質問をおこないます。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順に従って  
質問を許可します。まず、堀田一徳議員。

**4 番 堀 田** おはようございます。4番、堀田一徳です。通告文に従い、ふ  
るさと応援寄附金について質問を致します。

ふるさとを応援したいという納税者の思いを活かすため、都道府県市区町  
村に対する寄附金税制が拡充され、かわたな応援寄附金が導入されました。  
町外在住で、ふるさと川棚を愛し、ふるさとに何か貢献したい方、ふるさと  
を応援したい方を対象に寄附金を募集しています。この制度を周知し、本町  
のPRを兼ねて活用の拡大を図る為の方法として次の点を尋ねます。

一つ、ふるさと応援寄附金をされた方に、情報発信の機会と捉え、本町の  
特産品や広報紙を送る取組みができないか。

二つ、資料請求書を兼ねたはがきを町内の世帯に配布するなど、町外に住  
む親類や知人に寄附を呼び掛けてもらうような取組みができないか。

以上、二点について町長の答弁をお願い致します。

町 長 堀田議員のふるさと応援寄附金についてお答え致します。

ただいま、堀田議員から質問がありましたふるさと応援寄附金につきましては、平成20年度の地方税法の改正により、地方公共団体に対する寄附金の額に応じて、平成21年度の住民税から税額控除を受けられるようになった、いわゆるふるさと納税制度が創設されたことに併せて、本町におきましても、かわたな応援寄附金という名称で平成21年11月に制度が創設されたものでございます。

制度創設に際しましては、町広報紙に記事を掲載したほか、町ホームページにおいて、かわたな応援寄附金のサイトを設けてPRを行ってきたところであり、定期的に寄附の状況を町広報紙に掲載してきたところでございます。応援寄附金をいただいた際の対応と致しましては、お礼状と寄附金控除証明書をお送りし、感謝の意を表しておりますが、ご質問にあるような特産品をお礼として返送するといった取組みは、これまで行っておりません。平成24年度末までの5年間の実績であります。今までに合計で115件、およそ680万円の御協力をいただいております。そのうち町外の方による応援寄附金は21件で、約75万円となっております。近年の実績と致しましては、平成22年度が3件の8万円、23年度が4件の13万円、24年度が4件の19万円という状況であり、県内の他の町に比べて、取り立てて低い実績ではありませんが、より一層多くの方に本町へのふるさと納税に協力いただけるような施策が必要ではないかと思っております。

この点において、議員のご質問にあったように、ふるさと納税をされた方に、地域の特産品等を送るといった取組みは、すでに多くの市町村において取り組まれております。長崎県内におきましては、21市町村中15団体が、この特産品返礼制度を設け実施をしており、近隣の東彼杵町、波佐見町、佐世保市も同様の取組みを行っております。また、近年、ふるさと納税にかかる特産品等の返礼制度は、インターネット上において市町村が返礼する特産品を集約したサイトや、そのランキング付けを行うサイトもあり、注目を集めているようであります。そこで、本町でも議員のご提言を真摯に受けとめ、さっそく取り組んでみたいと、このように考えております。しかし、特産品返礼制度を設けたからといって、確実に寄附者数が増加するものではなく、やはり中身次第、あるいはやり方次第であると思っておりますので、今後、十分検

討して取り組んでまいりたいと思います。

ご質問の2番目にありました、資料請求書を兼ねたはがきを町内の世帯に配布するなど、町外に住む親類や知人に寄附を呼びかけてもらうような取り組みについてであります。これは議員が取り組みの一例として挙げられたものだと思いますが、制度創設後、そういった取り組みは当然必要かつ重要であると、このように認識を致しております。

従来、寄附を待つだけだった町の姿勢から、より一層多くの方に本町へのふるさと納税に協力いただくよう、こちらから働きかける、いわゆるアプローチするといった姿勢が非常に大切であると思いますので、制度を検討するにあたり、参考にさせていただきたいと思います。以上、答弁と致します。

**4 番 堀 田** ただいま町長の答弁の中で、本当に前向きな検討をするということで、本当にありがたいと思います。ふるさと納税は、本町の財政面にとってもありがたい制度であると思っております。最近はですね、ネット上あたりで特産品の一覧表を見てですね、特産品を楽しみにして、よそではふるさと納税をされている方もいらっしゃるようでございます。

本町にもですね、特産品と言われる木場の棚田米とか、長崎和牛、小串トマト、川棚かりんとうまんじゅう、長崎浪漫のハムセット、それから宿泊施設のくじゃく荘とか、あるいはしおさいの湯の割引などの特典、あるいはなまこ、季節の野菜のセット等がありますけど、検討していただけるようなことでよろしいんでしょうか。

**町 長** 今議員がおっしゃったように、川棚町には特産品がたくさんあるというふうに私も認識を致しております。例えば、昨年度、全国和牛能力共進会におきまして、川棚町で飼育された牛が日本一に輝きました。これをどのように全国にPRしていくかというのが、今の大きな課題でございます。JAもそういった取組を積極的に行っておりますが、町と致しましても農業振興の一環として、それを実施する必要があるのではないかと思います。そこでどういった方法があるのかということで検討しておったところ、幸いにして堀田議員から、こういう質問がありまして、それも一つの良い方法ではないかというふうに考えまして、さっそく取り組むこととしたところでございます。したがって、和牛に限らず、おっしゃったトマト、アスパラ、あるいは川棚町の自然、そういったものをPRするための一つの方策として取り組

んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

**4 番 堀 田** いろいろ特産品があるわけですけど、一つの方法としてですね、  
本町の寄附促進と地元特産品のPR、あるいは販売促進等の相乗効果を図る  
ため、お礼の品として進呈する商品を提供できる企業、あるいは商店、ある  
いはJAさんとか、そういう施設等の公募あたりをしたらどうかと思いま  
すけど、そのへんはどうでしょうか。

**町 長** 今の質問の主旨がよく理解できませんでしたので、もう一度お  
願いします。

**4 番 堀 田** 商品をですね、いろいろ特産品とかありますけど、確かにJA  
とか、あるいは長崎浪漫とか、そういう会社がありますけど、こちらから要  
望してもよろしいと思うんですけども、いろいろな要請をするよりも、こう  
いったことで私達もアピールをしたいということで、公募的ですね、公募  
と言いますか募集ですね、募集をされたらどうかと思うんですけど、町の方  
からお願いをすれば済むことかもしれませんけど、企業としてのPRも兼ね  
て、あるいはそういった小串トマトあたりの広報も兼ねてですね、あるいは  
長崎和牛のそういった、先程町長がおっしゃいましたように、全国発信に向  
けてのということで、そういう募集というか、公募と言いますかね、そうい  
うことをお願いしたらどうかということです。

**町 長** そういった具体的なことにつきましては、今後、検討してい  
きたいと思えます。ただ、ふるさと納税制度というのは、ふるさとを応援しよ  
うという方が納税をされるという制度でありまして、その制度の趣旨から極  
端に外れるようなことはするべきではないと判断をしておりますので、その  
範囲内でこういった制度が構築できるか今後検討してまいります。

**4 番 堀 田** それと、23年の6月の定例会の時だったと思えますけど、同  
僚議員がふるさと納税のことについて、たぶん質問をされておまして、五  
島の方ですね、そういった特産品の事例があるから、今後の参考となるも  
のがないか、本町に適した事例がないかということで調査研究をするとい  
ふふうな町長の答弁があったようでございますけれど、その後、調査研究はさ  
れたのでしょうか。

**町 長** 23年6月定例会での答弁で、確かにそのような発言を致して

おります。実は、調査をしておりまして、県内では上五島町においてですね、非常にそういった制度を設けて効果を発揮されております。これは、平成23年度までは、40件程度あったものが、その制度を設けたことによって、平成24年度は119件と、3倍になっております。しかし、金額そのものはそう極端には上がっていないようでございます。調査の内容につきましては、担当の方で答えれば良いと思いますけれども、5千円以上の寄附をいただいた方には、毎月1回発行する町広報紙を1年間お届けをするということ、それから1万円以上の寄附をいただいた方には、記念品として上五島町の特産品等を進呈するというので、五島手延べうどんセット、一夜干しセット、焼酎セット、かまぼこセット、椿セット、そういったものが返礼をされているようであります。以上です。

**4 番 堀 田** 確かにですね、五島、それから西海市とか佐世保市あたりも、ふるさと納税で収益を、収益と言ったらおかしいですけど、そういった寄附をいただいております。やはり本町もですね、そういった先程言いましたように特産品あたりのことをもっと検討していただければと思います。隣の波佐見町はですね、特産品じゃなくても広報紙のですね、広報保存版と言って、昭和31年から57年度の保存版ですね、そういった広報紙を配布しているようでございます。また、東彼杵町におきましても、そういった特産品の検討をなされているようでございます。やはり本町としてもですね、そういったことを大いに検討していただければと思います。確かに、先程も言いましたように、最近ネットが流行っております。そういう中で、やはりふるさと納税の項目を探しますと、そういった特産品をもらうために、あちこちに自分が生まれた出身地じゃなくて、他の市町村にこういったことをしてもらいたいということで納税をされて、そして特産品をいただいているという事例が結構あるわけですね。だから、川棚町もそういったことで、それでいっぱいになるかというとは疑問になるわけですけど、応援寄附金の使い道もですね、6項目ばかり川棚町も用意されております。その中で、確かにいろいろ文化、スポーツ、それから人材育成、魅力ある観光地づくり、地域福祉の向上に関する、地域づくりに関すること、それから町長へのおまかせという項目で募集をされているようでございます。そういった中でやはり、遠くにいらっしゃる川棚出身の、あるいは、くじゃく荘とい

う、あるいは大崎公園というところがありますので、そういった中でいろんな文化面に応援をしていただくということで募集をもっとしていただきたいと思います。またそのお礼として、お礼状、あるいは広報紙、あるいはそういった先程から言っていますように特産品の検討をしていただきたいと思います。

それから、2番目の項ですけど、周知の方法と言いますかね、インターネットあるいは広報、ホームページ、そういった中でPRをされております。毎年、町長は東京川棚会の方に行ってもらっていますけど、そういった中でPRは、ふるさと納税に関するPRというのはされているのでしょうか。

**町長** お答えします。まず、前段のことなのですが、制度を構築する場合には、他のいわゆる先例地の実態調査をして、それを参考にしながら取り組むということが必要だろうと思います。しかし、一番大事なことは、川棚町らしい制度にしなければいけないと思いますので、今後、そういうかたちで取り組んでいきたいと思っております。

それから東京川棚会でのPRをしているかということにつきましては、そういったPRは当然致しております。以上でございます。

**4 番 堀 田** それと、寄附をされる方ですけど、今そういったインターネットあたりで寄附をされる、あるいは本町に持って来ていただける、あるいは資料を請求されてから納付をするという方法がありますが、まだ本町はクレジットカードあたりで寄附をするというふうなことはまだ考えていないのですか。

**町長** お答えします。これから制度を考えていきたいと冒頭申し上げましたので、当然、今のようなことは考えておりません。現時点では。ただ、先程も言いましたように、これから制度を検討してまいりまして、当然、制度構築をした際には、予算が必要となりますので、その時また具体的な説明を致しますので、いろいろそれまでに議員の方からも、担当の方にそういった意見がございましたら、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** 先程、町長もおっしゃいましたように、本町らしいアピールとですね、寄附者にもこれから応援していきたいと思われる魅力ある川棚町として、ふるさと納税促進をアピールする必要性を感じておりますので、今か

ら検討していきますじゃなくて、次からしますということをお願いしたいと思います。

**町長** ちょっと誤解があるようですが、これから検討致しまして、そして具体的に言いますとですね、年内にはですね、そういった方針を定めて、例えば、早ければ新年度予算で今後提案するというところで進めていきたいと思っています。以上でございます。

**4 番堀田** 終わります。

( 1 0 : 4 3 )

**議長** 次に、久保田和恵議員。

**1 4 番久保田** 1 4 番、久保田和恵です。通告文に従って、三点について一般質問をおこないます。

第一に、子どもの就学支援などについて尋ねます。日本国憲法では、第 2 6 条に「全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」とあり、また学校教育法では「経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とあります。川棚町の児童生徒の学びを充実させるために、就学援助等の改善に向けて、次の点について教育長の考えを尋ねます。

一つ、教育を受ける権利を機能させていくためには、就学援助の申請をしやすくすることが大事です。0 5 年の法改正により、「民生委員に対して助言を求めることができる」が削除されました。本町の申請書からは削除されましたが、公式ウェブサイトには「民生児童委員の意見などを求める」という文言があります。教育を受ける権利を躊躇することなく、申請しやすくするために削除すべきと考えます。

二つ目、就学援助希望申請書の提出期限は、現在年 1 回となっています。今の社会は、失業、低賃金、派遣切り、家庭のあり方など、子どもの学びにとって、思いもかけない事情で環境が変わる場合があります。教育環境の変化に対応するためにも、随時受付とする考えはないか。

三つ目、2 0 1 1 年度から就学援助にクラブ活動費、P T A 会費、生徒会費の支給内容が拡大されました。しかし、準要保護世帯への国庫補助が廃止され、準要保護世帯への補助は地方交付金の一般財源化されたために、新 3

項目が実施されないという後退がおきています。本町として新3項目に対応する考えはないか尋ねます。

四つ目、命を守る最後の砦である生活保護制度、安倍政権は利用者の生活実態を見ないまま生活扶助基準の引き下げなどで、保護費を削減する方針です。引き下げは10%を上限に平均6.5%、96%の世帯が減額されます。このことは本町の小中学校の子どもが受けている就学援助制度にも大きく影響します。保護基準が下がれば、要保護世帯の子どもにも影響が出るのはもちろん、準要保護世帯の打ち切られる世帯が出てきます。準要保護の給付額を、現在の基準1.3倍を引き上げる考えはないか尋ねます。

五つ目、教育基本法第4条では、「全ての国民は等しくその能力に応じて教育を受ける機会を与えなければならない、人権、心情、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されてはならない」とあります。また、奨学金制度では、経済的理由によって就学が困難であれば、誰でも教育の機会均等を図ることを目的としています。本町の奨学金制度の貸付資格には5つの項目があり、特に3番目に品行方正、学業優秀、身体の強健な者とあります。教育基本法、奨学金制度の精神から逸脱しており、削除する考えはないか。

六つ目、奨学金の償還に卒業後（中途中退を含む）6ヶ月後から奨学金の貸与を受けた在学期間の2倍に相当する期間内に、月割りで毎月償還するとあります。大学、高校を卒業しても、なかなか正規職員での就職は厳しく、本人や親の低収入、失業などにより、返済も厳しい状況におかれています。安定した就職、一定の収入になるまで償還期限を見直す考えはないか尋ねます。

第二に、勤労者体育センターの非構造部材の耐震化対策などについて尋ねます。

勤労者体育センターには、現在、照明器具として水銀灯と白熱灯が使用されています。勤労者体育センターは玄海原発事故の際の松浦市民8千人のスクリーニングを行う施設であります。そして、災害の際には、川棚町民の避難場所に指定されています。非構造部材の耐震対策と、同時に照明のLED化にする考えはないか尋ねます。

第三に、地域公民館の補助について尋ねます。公民館は地域のコミュニテ



ィの中心として役割を果たしています。一方で、広報かわたなでも知らせてあるように災害時の避難場所にも指定してあります。建築年数も経っており、白蟻の発生に悩まされている地区公民館も少なくありません。地域の財産である公民館の長寿命化と同時に白蟻の発生源にならないように、白蟻防除の補助の考えはないか尋ねます。以上です。

**教 育 長** 久保田議員の質問にお答えをします。

三点ございますが、まず一点目の子どもの就学支援等についてお答えします。

その中の一点目です。現在、民生児童委員の意見を求めて就学援助申請を認定することは行っておりません。したがって、議員ご指摘の公式サイトの中の「民生児童委員の意見等を求める」は、実態にそぐわないものでございます。早急に削除するように指示をしたところでございます。実態に則した見直しを行っていないということにつきましては、お詫びを申し上げます。

次に、二点目についてお答えします。就学援助対象者の認定につきましては、現在、在学児童生徒については3月の教育委員会会議で、新一年生の児童生徒については、4月の教育委員会会議で認定をしております。そして4月から就学費用の援助を行っているところでございます。また、転入生など、中途申請の必要性が生じた場合には、学校で随時受け付け、直近の教育委員会において認定を行っております。したがって、ご質問の就学援助の随時受付は、現在も行っているものと認識を致しております。

次に、三点目についてお答えします。要保護者の就学援助につきましては、国庫補助対象事業であり、その交付要領に基づいて取り扱われております。平成22年度の制度改正により、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費が追加されております。しかしながら、準要保護者の就学援助は平成17年度に国の援助が廃止され、市町村への地方交付税措置となり、国庫補助対象事業から外されています。また、準要保護児童生徒の認定者数は、この10年間で約1.5倍の181名と、年々増加する傾向にあります。就学援助費総額も年々膨らむ傾向でございます。したがって、まずは現行水準を維持すること、これが大事であろうというふうに認識を致しております。支給内容の拡大は難しいと考えているところです。したがって、支給内容を拡大

する考えはございません。

四点目についてお答えします。川棚町の現在の基準1.3倍、これは決して厳しい基準ではない、そのように考えております。また、準要保護児童生徒の認定数は、年々増加する傾向であり、これ以上基準を引き上げることは、財政的に非常に厳しい、そのように認識を致しております。したがって、この基準を引き上げる考えはございません。

五点目についてお答えします。本町の奨学金は、教育基本法第4条第3項の「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学な困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない」との規定に基づいて、金銭の貸与を行う制度でございます。議員ご指摘の表現は、昭和39年に制定された条例に基づいて書かれたものでございます。社会情勢等も当時とは随分と変わっております。したがって、議員ご指摘の分につきましては、奨学金の趣旨を活かしつつ、現状に則した表現を今後検討したいと思っております。

六点目についてお答えします。川棚町の奨学金の返済については、川棚町奨学資金貸付基金条例第10条にあり、議員がお尋ねの件は、その第1項の規定でございます。この第1項の規定の中に、「最終学校を卒業後」とあります。あくまでも奨学金の貸与者が社会人になってから償還が始まることとなっております。奨学月額是最も高いもので9千円でございます。同条第2項には、「特別な事情がある者」に対して、2カ年以内の償還期間延長の規定もあります。このことから、今のところ現状の制度で問題はないものと考えております。

次に、勤労者体育センターの非構造部の耐震対策等についてお答えします。教育委員会が管理する体育施設の耐震化については、これまで本体構造物の耐震化を主に進めてきており、4小中学校の体育館の耐震化を平成23年度に全て完了し、勤労者体育センターについては、構造物の耐震化と館内の照度不足を解消するためランプ、ランプホルダー等の改修を平成22年度に行いました。平成23年3月の東日本大震災では、本体構造物の耐震化により、多くの体育施設等が避難場所として役割を果たしたところでございます。一方、天井物の落下などにより、施設が使用できなかった事例も発生致しましたことから、非構造材の耐震化の重要性を再認識したところであり、今後、

非構造部材の耐震化を進めていくことが必要である。そのように認識を致しております。つきましては、勤労者体育センターの照明の耐震化も必要と考えておりますので、どのような改修ができるのか検討をしていきたいと思っております。なお、LED照明については、勤労者体育センターの照明を交付金事業で改修したばかりでございます。現時点でLED照明への交換は適切ではない、そのように考えております。

最後に、地区公民館の補助についてお答えします。川棚町地区公民館建設費補助金交付要領では、地区の生涯学習の拠点となる地区公民館の新築、増築、または改築工事等の一部を補助するものでございます。建設後の営繕的費用となります白蟻駆除は補助対象と致しておりません。現時点でどのぐらいの必要性があるかというのは、教育委員会としても把握しておりませんので、現時点で白蟻駆除を補助する考えはございません。ただ、実態を把握する必要はある、そのように考えているところです。以上、答弁とさせていただきます。

**1 4 番久保田** 順番に再質問をしていきたいと思っております。

第1の一点目は、実態にそぐわないということで削除するように指示されたということで、これは良かったと思っております。ぜひ、そのようにすぐしてください。

二番目の随時行っているということですが、その転入生に対して行っているという、私は判断したんですけれども、現在、受けていない子ども達の、その子達の状況が変わって、そしてお母さん達から申請があれば、それにも対応していると判断してよろしいのでしょうか。

**教 育 長** その通りでございます。

**1 4 番久保田** 分かりました。二点目まで認識しました。

三点目ですね、追加されたクラブ活動費、PTA会費、生徒会費、このことを受けて予算が厳しいということでおっしゃいましたけれども、計算はされてみましたでしょうか。どのぐらい必要ということ。24年度の準要保護、要保護の児童生徒の数でよろしいですけれども、試算はされてみましたでしょうか。

**教 育 長** 具体的な数字については、次長の方から答弁を致します。

**教 育 次 長** ご質問にお答え致します。要保護のPTA会費、クラブ活動費、

生徒会費でございますが、PTA会費につきましては、小学生が3,200円、中学生が4,070円でございます。生徒会費が小学生が4,440円、中学生が5,300円、そしてクラブ活動費が小学生が2,630円、中学生が2万8,780円ということになります。シミュレーションということになりますが、実際、子ども達の実態をまだ把握しておりません。ですので、あくまでもこちらの概算的な予測ということによろしければですね、出したいと思えます。

この中で一番よく分からないのが、小学校、中学校のクラブにどの程度加入しているかということがよく分からないという状況でございます、小学校クラブがゼロ、中学校のクラブが4分の1、もしクラブに入っていた場合、その場合ですね、シミュレーションとしては200万円程度のお金が必要になるというふうに算出しているところでございます。以上でございます。

**14番久保田** ゼロとか4分の1とかではなくて、本来ならば全部を受けたらということで試算するべきだと思います。さっきおっしゃったように、小学生のクラブ活動費は2,630円、中学校が2万8,780円、これで要保護の場合は、国からの補助が2分の1下りるわけですから、全体としてクラブ活動費だけでもですね、これは24万8,690円、生徒会費合わせて、私が全部試算して全部の生徒がクラブ活動に入ったとしても420万円程度で済むわけです。これは必ずみんなが入るというわけではないですし、今年、ソフトボール大会で子ども達が優勝して、私は総務課の方にどうして子ども達に報償金2万円という現金をあげるのかと尋ねた時に、やっぱりクラブ活動費というのは、遠征費とか着替えとか道具とか、いろんなものがあるお金が必要だと、だから保護者にとっても現金の方が助かるということでそういうふうにしたというふうに聞きました。だから、クラブ活動費がお金があるということは、中学生がこの金額を見ても分かるわけですから、だから子ども達が勉強で力を発揮できなくても、塾に行くチャンスに恵まれなくても、クラブ活動でがんばれるという自信をつければ先に向かう希望になる、努力をすることがその子にとってどれだけ良いということを学ぶことができると思うんですね。川棚町はですね、国の基準と言っても、国の基準に達していないものだってあるわけですよ。他にも通学手当とかですね、いろんなものが国の基準ではあるけども、それは入っておりません。そういうふうはまだ

入っていないところもあるんですから、ぜひですね、この新3項目は検討していただきたいと思います。どうでしょうか。420万円あったら、全ての子どもがクラブに入れる。このことはどう考えられますか。

**教 育 長** 確かに400万円でございますが、もう一つ議員がおっしゃいました要保護の基準が厳しくなるというのがございますね。そうすると準要保護世帯がもっと増える可能性がございます。そうすると、現時点で400万円ということでございますが、準要保護者数が増えることによって、もっと増えていく可能性もあるわけがございます。そういうことを考えますと、現時点でここまで広げるということは、財政的に厳しいのかなど、そういうふうにご考えているところでございます。

**1 4 番久保田** これからも準要保護が増えていくということですよ。アベノミクスで10年間で150万円も所得が上がるぞと、何というかまやかして国民をあれしてまますけど、実際そういうことはあり得ない。これから本当に厳しい状況になっていくだろうと思います。川棚町も、これで試算してみましても、やっぱり子ども達が6人に1人、7人に1人の子どもが準要保護の子どもになるわけですね。今日の朝のNHKの放送であってましたけれども、厚生省は収入250万円以下の子ども達は貧困の状況にある児童生徒だということを認めているわけですから、もう川棚町もそのとおりだと思います。今のところ、先を見込んでこのことを入れきれないということでしたので、ぜひそのことも踏まえて、子ども達がよりクラブ活動なんかでがんばれるように、このことは考えていってもらいたいと思います。

次にですね、今基準の1.3倍ですけれども、30代の夫婦に小学校と中学校の子どもが1人ずついる場合、生活保護を計算してみられましたでしょうか。それともう一つ、川棚町はその生活保護の基準の1.3倍を収入に対しての1.3倍でしょうか、所得に対して1.3倍としているのでしょうか、教えてください。

**教 育 長** 申し訳ありませんが、もう一回質問を、僕が把握できませんでしたので、再質問をしていただけませんか。

**議 長** 久保田議員、もう少しゆっくり発言をされてはいかがですか。

**1 4 番久保田** 川棚町の生活保護基準の1.3倍というのが基準になってますね。その1.3倍というのは、収入に対して1.3倍なのか、所得に対し

て1.3倍なのかというのが一つ、それから先程言いました30歳代のご夫婦で、小学校、中学校にそれぞれ1人ずつ子どもがいた場合の生活保護の基準を積算されましたでしょうか、ということです。

**教 育 長** 二点質問がございましたが、一点目の質問について次長に答えさせますけれども、二点目のですね、試算をしているかという質問がございました。これについては試算をしていないということで答弁をしておきます。

**議 長** 一点目は次長ですか。

**教 育 長** はい。

**教 育 次 長** 一点目のご質問ですが、これは所得によって計算をしております。以上でございます。

**1 4 番 久 保 田** 先程言った4人の計算でですね、約240万円です。240万円がですね、これが先程言いましたように上限10%減らされたら、220万円程度になりますね。そしたら、今まで基準に満たしていた人達のはみ出たてしまって、準要保護の基準に入らないという状態にあります。10%減額しない場合と計算してみたら、0.089ぐらいの差ができますので、その1.3倍では、やはり厳しい、1.4倍にしないと、今受けている人達もはみ出してしまうという状況が出てくる。このことについてはどう考えられますでしょうか。

**教 育 長** 基準を上げていくことによって救われる子どもも確かに出てくるんじゃないかと思えます。ただしですね、川棚町の財政というものを考えずに基準だけを引き上げるということではできないだろうと、そのようにも考えております。

**1 4 番 久 保 田** それではですね、準要保護の子ども達の財政がですね、一般財源化されてしまいました。そのことを元の補助金というか、そのかたちに国に要求していくという考えはございませんか。川棚町が厳しいのであれば、国に対して元の補助金に戻すということを要望していく考えはないですか。

**教 育 長** そのことにつきましては、他の町の動向も踏まえながら考えていきたいと思えます。

**1 4 番 久 保 田** では、他の町の動向を見ながら、動向を見るんじゃなくて、川棚町がひっぱっていく、川棚町はこうするぞと、だからあなたたちも賛同してくれと、先頭に立って、よそを見ながら動くのではなくて、ぜひ川棚町が

率先して動いていただきたいと思います、どうでしょうか。

**教 育 長** 今、答えましたのは、町教育長会という組織がございます。そういう中でどうしたらいいんだろうかということを検討しながら態度を決めたいと、だから一町で要望することよりも、町教育長会あるいは、そこらあたりの組織としての行動の方が、より説得力はあるのかなど、そういうふうに考えているところでございます。

**1 4 番久保田** ぜひ、ではですね、そういうふうに前向きに行動を起こしてもらいたいと思います。

そして、五つ目に、これはそぐわないということで削除するということがよろしいんですね。その実態と合わない、品行方正、学業優秀、身体強健というのは、削除すると言われた。検討ですか、削除されるんですか。

**教 育 長** 今の時点で、私は削除するという答弁をした思いはございません。ただ、これが現状に合っていないという認識はしております。もう一つですね、奨学金というものは、あくまでも能力のある者が経済的理由によって学費を納めることが困難であると、そういったものに対して行う制度でございまして、その趣旨を逸脱しない範囲で表現を検討したい。表現を検討致しますということでございます。

**1 4 番久保田** 教育長も学校現場にいらっしゃったので、子ども達がどの時点から伸びるというのは、今じゃなくても、将来伸びていくだろうということも考えられます。だからですね、教育のチャンスというのは、どの時点からでも再スタートできるということを考えて、このことを本当に前向きに削除の方向で取り組んでいただきたいと思います。

そして六つ目ですけどね、この奨学金の返還ですけれども、本当に返せない子ども達が生まれてきておりますね。この奨学金滞納10年で3倍、33万人の4,700億、これは国の奨学金ですけれども、町にとっても同じだと思います。子ども達が就職してですね、正規の職員とは限りません。非正規だったり、派遣だったり、パートだったり、200万円以下の収入というのはざらだと思いませんか。一旦勤めてもパワハラにあたり、メンタル的なことで止めざるを得ない、そういった子ども達も出てきますので、厳しいでしょうけれども、私はそのことも考えて欲しい、子ども達の就活自殺者というのも、かなり2007年の60人から、12年は158人と2.6倍になっ

ている。こういう子ども達が増えているということは悲しいことだと、教育現場にいらっしゃった方だったら分かると思います。だから家庭も経済的に厳しくて、奨学金を利用する子ども達ですから、ぜひこのことも考えていただきたいと思います。そのことについては、何かございませんか。

**教 育 長** 確かに就職状況が厳しくて、奨学金の返済に困っていると、そういう方もいらっしゃるだろうと思います。もう一方ですね、考えないといけないことがあると思います。それはですね、返せるけども返していない、そういった事例もあるのではないだろうかという気も致しております。したがって、奨学金はそういったものに対する配慮と同時に、借りたものは返す責任があると、こういった教育もまた一方では必要であろうと、そのように認識しているところでございます。

**1 4 番久保田** 返せるけれども返さない、一部にはあると、その台詞は生活保護でもそういうふうに、生活保護も不正に受けている人がいると、そういうことも聞くんですけれども、これは本当の一部です。一部の人を捉えて、こういう人もいるんだよというようなことは言うべきではないと思います。返せるけども返さない、その人達は一部だと捉えています。けども、まじめに返したい、けども負債を抱えて、それで自己破産をすとか、それとか結婚しても、まだ奨学金のローンを払い続けている、そしておまけに200万円ぎりぎりのところで国保が入り、国民年金が入り、本当に払いたくても払えない若者達の方が多いと思います。ブラック企業というのにもあるように、本当に子ども達が就職できたと思っても、そういうふうに厳しい状況の中でもありますし、その労働法も変えていって、今からは残業代も払わなくていいというような法律も通そうとしている状態ですから、今からますます学業を終えても、本当に自分が就職したいところがないという状況もあるということを考えていただきたいと思います。

**教 育 長** 先程申しましたのはですね、議員がおっしゃるその事情は本当に私もそのように感じているところです。ただ、教育現場におった者として、責任感を育てていくと、そういったことも一面大事だということを教育現場の中で感じてきたことということで申し上げたつもりでございます。そういう面でご理解いただければありがたいです。

**1 4 番久保田** では、第二点目にいきます。勤労者体育センターの非構造部の



耐震化対策などについてです。先程、耐震化は3小学校と中学校の照明を見てみますと、本当に耐震がきちんとなされて安心できると思います。今、勤労者体育センターには、36個の水銀灯と36個の白熱灯が、水銀灯と白熱灯がセットになって72個ぶら下がっているわけですね。水銀灯が今は使っていないと、ほとんど白熱灯は使っていないと、だから余分なものもぶら下がっているということですね。だからこういういらぬものは、何かがあった時に落下する恐れがあるものは、使っていないものは早めに取り外すということも考えていかななくてはいけないし、耐震化も小学校や中学校のように、きちんとしたものにしていただきたいというのとですね、それとLED化は考えていないとおっしゃいました。私は東京のLEDの幸和というところで、ただの見積もりをしてくれるというので、見積もりをしてもらいました。今、川棚町で勤労者体育館で使っている水銀灯は、一つ500wです。500wでですね、一日8時間、一年中365日使ったとしても110万円というふうに試算されましたが、私も教育委員会の方から資料を取り寄せて、去年の光熱費を見ましたら111万円になっておりました。そして、LEDに変えたらですね、これが180wで済みます。180wで、同じkw/hで計算した場合、LEDは39万7千円で済みます。一年間の電気料金が、70万円程の差が出ます。そしたら、何年間で返済ができると思われませんか。4年か5年あったら、LED変えても返済してしまうし、その後も電気料金としても70万円近くが浮くわけですね。それと省エネにもなりますし、エコにもつながるし、ということですが、その考えはあられませんか。

**教 育 長** 先程、答弁致しましたのは、改修したばかりということで、現時点では取り替える考えはないということをお答え致しました。

省エネという視点で考えた場合にですね、ここの一箇所に目を向けるんじゃなくて、教育委員会のいろんな施設を見た場合に、まず取り替えていくべき順番というのを考える必要があるんじゃないかという考えを持っております。古いところからLEDに変えていくという、そういう考え方で取り組んでいく必要があるんじゃないかなということ、勤労者体育センターの分については、今取り替えたばかりですからね、他の施設のことを考えていきながら、全体として省エネに取り組んでいくと、そういう基本的な考え方の方がいいだろうというふうに考えているところです。

**1 4 番久保田** 先程、私も壇上で言いましたように、勤労者体育センターは、玄海原発が事故を起こした時の松浦市民の8千人の方達がスクリーニングに見えるところですよ。一番、基本のところなんですよ。こないだもあそこでシミュレーションをされましたけれども、県があそこを指定したわけです。川棚町が独自で財源をかぶってしまうということは考えなくてもいいんじゃないかと思うんです。県が指定したのであれば、県に補助を求めていく、ここをあなたたちが名指しをしたのであれば、やはり安全で、何もない時には町民が使う場所ではありますが、けども何かがいつ起きるかも分からない、そういうことであれば、県に要望していてもいいんじゃないかと思いますが、その考えはございませんか。

**教 育 長** その件になりますと、教育委員会単独での答弁ができていくのかなという感じが致しますので、そういうことが可能かどうかについては町長部局とも十分に連絡を取り合って対処していきたいと思っております。

**1 4 番久保田** では、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。

三番目です。地域の公民館は、社会教育法の中でも自治体に置かねばならないとなっております。今もいきいきサロンとかですね、いろんな特定健診などのいろんな診査の時にも活躍しております。そして、かわたな広報にも上がっておりますように、各地域の公民館は、何かがあった時の避難場所になっております。この公民館補助のあらましの中を見ましても、新築の場合は1千万円まで、改修の場合も補助を出しますということですから、町民の大事な税金を使った建物が白蟻にやられてしまっは大変です。そして、この公民館が白蟻の発生源になっては、またまた大変だとは思いませんか。

**教 育 長** 白蟻被害が大変だという認識は致しております。

**1 4 番久保田** 先日、尾山の公民館を改修していらっしゃいました。「どうされたんですか」と業者さんに聞いたら、「白蟻が大変なんです」ということで、「新町も大変でしたよ」と言われましたので、尾山の総代さんと新町の総代さんに聞きましたら、「改修費は要りませんでした」と、それは町の建物の中の公民館ですから、それは当然要らないということは分かります。改修することに対しては地域の公民館には補助がありますけれども、結局ですね、世帯数から見て、自分達で補助をなささいというふうになればですね、これも業者さんに聞きましたけれども、一坪5千円というのが防除費として

要ります。だから具体的に分かりやすいので、50坪で25万円、だいたい五反田の公民館が51坪ですから、あの広さで25、6万円ということです。私達の白石の公民館は、総代さんに聞きましたら60万円ぐらい要ると、西白石の総代さんはいらっしゃいますけども、70万円ぐらいかかったと聞きました。けども私は2つ公民館を持っていらっしゃいます。北公民館とです。世帯数からすれば2つを持つということも維持費が大変だと思います。これから見てもですね、木場の公民館をご存知でしょうか。棚田祭りの時に行かれるでしょ。あそこの大きい公民館がありますが、木場の世帯数はですね、44世帯です。44世帯で、あの大きい公民館を維持していく、もし白蟻の防除をすとなれば、大変な世帯の負担にはなると思うんですね。やはり、この広報にでも、川棚町が避難場所に指定した、そして川棚町の税金を出しながら新築したり、改修したりしている。これは、やはり町の財産であり、自治体の財産でもある。教育委員会にも建設課にもいろんな課に、総務課にも尋ねて行ったけども、公民館の建設年月日というの、広さも分からない、どこに聞きにいけばいいのか分からないということになりましたのでね、補助を出したり、新しく建てるという時に、何年に補助したというのが分かるように一覧表にして保存していただけないかなというのがあります。地区の公民館が何年に建て、広さがいくらというのが分からないというのでは、ちょっと私はびっくりしましたけど。そういうふうに地区の公民館は教育委員会の管轄ですよ。ぜひそういうふうな状況がいつでも掴めるような状態にさせていただくということは考えてもらえませんか。直接は今の質問とは関係ないですけども、古ければそういうふうなことが起こりうるということも考えておかななくてはいけないのではないかなと思うんですよ。

**教 育 長** 新築をされたりとかして、申請をされるものについて記録を残していくというのは可能じゃないかなというふうに思います。ただし、地区が把握していない、地区自体が把握していないものを教育委員会で把握ができるのかなと、ちょっとそこらあたりが疑問に思ったところです。

そこらあたりはですね、実際に残していくことができるかどうかについては、研究をしてみたいと思います。

**14番久保田** 地区自体の方が把握が難しいと思います。総代さんはずっと変わっていかれるわけですから、その資料がずっと残っていくかどうか分かり

ませんが、やっぱり地区公民館の管轄は教育委員会ですから、ぜひ教育委員会の方で、そういうふうにしていただきたいと思います。

**議 長** 久保田議員、今の件は事前に通告して内容を検討させんと、今そこで結論を求めるのはかなり無理じゃないですか。

**1 4 番久保田** 通告文から逸脱しているという注意を受けましたので、結局、古ければ、そういうふうなことが今後起こりうるかもしれない。いつも一般の住宅と違って、いつもいつも開放しているわけではないので、やっぱり白蟻は発生しやすくなると思います。やはり先程の回答では考えていないということでしたけども、そういうこともぜひですね、地域の公民館が白蟻の巣、地域の住宅に被害を及ぼす、そういうことがないように今後は考えていっていただきたいと思います。どうでしょうか。

**教 育 長** もう一つ教育委員会としてお願いしたいこともございます。それは、地域の公民館というのは、基本は地域で管理するというのがあるんじゃないだろうかと。ただし、地域だけでやるのは非常に厳しいと、財政的に、そこで教育委員会としても補助をしていると、この基本はしっかり捉えていただきたいと思いますというふうに思います。

**1 4 番久保田** 以上で、私の質問を終わります。

( 1 1 : 3 0 )

**議 長** ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

( 1 1 : 4 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、森田宏議員。

**1 3 番森田** 1 3 番、森田宏です。「役場庁舎の建設計画は」というテーマで町長に質問致します。

現在の役場庁舎の本館は、築 5 0 年が経過、老朽化、耐震面、バリアフリー化の面などから、早急に建て替えが必要とされ、平成 2 3 年度に役場庁舎建設基金条例も制定されました。平成 2 4 年度末では、基金額が 7 億 5 千万円余りとなり、4、5 年後に新庁舎が建設される予定と聞いております。そ

こで、次の点について質問致します。

一番、どの程度の規模の庁舎を想定しているのか。また、その事業費は。

二、建設場所は、現在の庁舎付近を予定していると聞いていますが、他の場所に移転する考えはないか。以上であります。

**町長** 森田議員の「役場庁舎の建設は」という質問にお答え致します。

議員、ご質問のように、役場庁舎建設基金条例の制定について、平成23年12月に川棚町議会定例会にご提案をし、そしてご決定をいただいたところでございます。この議案の提案の際にも、庁舎の建設目標年や規模等について3人の議員からご質問がありましたので、それぞれ答弁を致しております。

その内容でございますが、まず、一の庁舎の規模と事業費でございますが、平成22年1月に役場内部で協議されてきた新庁舎建設財源等検討委員会の報告書では、規模は3,500㎡、約1,000坪ですね。事業費は約12億円となっております。

次に、②の建設場所についてでございますが、これはJR川棚駅から500m以内であることが望ましいこと、新たな用地を取得する場合の費用、また現在の役場別館、いわゆるこの建物ですね、この活用や中央公民館との連携などから、現在の場所が適当であるとの報告書となっております、今はその考え方を継承致しております。昨今の厳しい財政状況の下、毎年度どれぐらいの基金が積立ができるかによりますが、先に報告があっております規模や事業費等について、具体的に調査研究をする時期に来ているのではないかと考えておりますので、その委員会を内部で協議する委員会を、再度、今年度中に立ち上げて一つの方針を出していこうと、今このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**13番 森田** 今町長から答弁いただきました。その通りでありまして、私も承知しております。振り返ってみますとですね、過去のことでございますが、役場庁舎建設と図書館の複合施設を、ということで提案がなされてですね、それからずっと変わってきてまして、それは没みたいなかたちになってまして、役場庁舎建設基金条例が制定されて、現在積み立てておられますね。私が短絡的に計算するとですね、年間5千万円の予定額ですからね、8年か10年近くかかるんです、今のペースでいくとね。そうすると、4、5年先の建設

が間に合わないんじゃないかと。これはですね、数字的にそうであって、おそらく起債でできます。三町の合併がだめになりましたから、国の補助は期待できないと思うんで、これは起債でしかできないと思うんですよ。財政的にカバーできるから、それでよろしかろうというふうに思っております。さてですね、私は過去ですね、下百津の県営の埋立地の活用について一般質問をしております。そういう経過もあってですね、実は結論を先に申し上げますと、この役場庁舎の、いわゆる建設、建替場所ですね、これは下百津の県営の埋立地に持っていったらどうかということが、私が逆に町長に提案するわけですが、なぜかと申しますとね、町長、もういっぺんに説明しますから、なぜかと申しますとね、だいたいですね、どこの自治体の庁舎もですね、建て替えるときには新しいものをそこに建てて、そこに引っ越していくんですよ。大村もそうでしょ、諫早もそう、長崎県庁もそうになってますね、長崎市役所もそういうふうに既に決定しておるんですよ。ですから、この庁舎付近にですね、仮庁舎を建てて、建てなきゃいけませんね、ここでやる場合は。建てて、建設をして、また壊すということも選択肢の一つであって、現在はそうなっていると思います。そういうふうになっているということは、私も承知しておりますし、場所そのものはまだ決定しておりません。おそらくですね、庁舎建設検討委員会、これは副町長以下ということで組織されているようですが、どうもこれから議論をするところだろうと思うんですね。そこで、町長が説明された500m以内とか、そういう問題もあるかもしれませんが、物理的にですね。これは説得する材料でしょう。ただ、私が申します下百津の県営のところは、港湾道路も整備された。それから新東臨港道路が整備中です。あそこの埋立地に抜けていきますよね。今のところですね、私が申します下百津のあそこの広場、いわゆる埋立地はですね、スポーツレクリエーションという予定にはなっております。ところがですね、役場庁舎をあそこに持っていかうとするならば、たぶん県は1㎡2万円で買い取ってくれという過去の経緯がございますね。そうすると坪当たり5万数千円なんですね。役場庁舎をあそこに持っていきますとね、ここの現在地は売却できるんですよ。はるかに5万数千円よりは高いんです。あそこにですね、私はできたら高層ビルを建てたらいいんじゃないかと、ただですね、高層ビルを建ててもですね、1階、2階、3階が役場庁舎になるかもしれない、

しかし多少は都会であると、10階建てのビルを建ててですね、後は民間に貸借できるんですよ。民間で活動できるんです。ということは、他の都会でもやっておるんですよ、ただ、川棚ではそういうことをやってもね、利用価値がないし、そういうところに入居する人もいないだろうから、ちょっと無理だろうとは思いますが、せいぜい。

**議** **長** 森田議員、一問一答です。

**1 3 番 森田** 時間の関係でですね、午前中に終わりますので、長くやっていると。

**議** **長** 一問一答ですから、要点を絞って。

**1 3 番 森田** 意識してやっておりますから、ということですね、町長、町長は、うんとは言わんだろうと思うんですよ。したがってですね、庁舎建設検討委員会ですか、ここのこれからの議論の参考のテーマとして取り上げて欲しいと、私の今日の一般質問は、その一点なんです。

**町** **長** お答え致します。今あの、今のいわゆる構想につきましては、森田私案ということで参考にさせていただきます。ただ、今ですね、私の方でお答えをできる状況はですね、現在、私が就任してから具体的には庁舎の建設については検討しておりません。したがって、冒頭申し上げましたように前町長時代に検討委員会が立ち上げられまして、いろいろと協議をなさって、一つの方針を出されております。それを引き継いでおります。一番重要なことは、この建物を活かして、そして造るべきではないかという方針が出されておりますので、そうすれば当然、この位置に建て替えをすることになります。

今、議員の発言の中に、仮庁舎を建てて、そして建設をするんだというような話もありましたけど、そういった仮庁舎を建てないような方法も検討はできますので、そういったかたちで今後、新たに検討委員会を立ち上げて、前回の報告書の、いわゆる再評価と、そして今後どうしていくかということを研究してまいりたいと、このように思っております。

要は、財源が一番の問題でございますので、今、議員がおっしゃるように7億5千万円の積立がなされておりますので、これからどの程度積立ができるか、そのことが建設年度を大きく左右します。全額積み立ててからとなりますと、それは大変遅くなりますので、一部起債については研究しなければ

いけないというふうに思っております。そして、もう一つ、議員の発言の中に、川棚港の埋立地の話がありましたけれども、以前にもそういう話があったようでございます。ただ、埋立地については、9haの土地と、これは県がスポーツ施設を造るという計画がございます。それから、2haの、いわゆる浄化センターの隣については、町が土地開発用地として県から購入するという以前の約束があります。だから、さっきの発言の中にスポーツ施設を造るということについては、2つの土地を混同されて発言をされておるようでもございましたので、そこらへんは議員も整理をしておいていただきたいと思っております。

**1 3 番 森 田** 先程、議長から注意がありましたけれども、私は12時前に終わろうという前提でですね、一問一答をね、いっぺんの答弁で済むようにやっておりますので、一つ了解してください。

町長、分かりました。冒頭のご説明がありました駅から500mですね、それからそれは分かりました。しかし、先程私が言いましたように、東臨港道路ができたり、港湾道路ができたり、あるいは将来は白石につながっていくかも分からない。私もこれは一般質問で度々言っておるんですが、そういうことも考慮してですね、先程、私が町長に提案したことはいっぺんに言うてしまいましたので、たぶん副町長が委員長になられるんでしょ。検討委員会ですね。たぶんそういうふうに想定しておりますが、副町長も聞いてらっしゃるし、そういうことをぜひ、私の発言を問題意識として捉えていただきたいと思っておりますが、町長よろしいでしょうか。

**町 長** 当然、議会でのご質問でございますので、そういった意見があったということは真摯に受けとめて議論の対象にしたいと思っております。以上でございます。

**1 3 番 森 田** 終わります。

( 1 1 : 5 5 )

**議 長** ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



**議** **長** 次に、田口一信議員。

**1 2 番 田 口** 1 2 番、田口一信です。3つの事項について一般質問をさせていただきます。

まず、第一点目、防災無線のチャイムについてです。私は、昨年9月の一般質問で、防災無線のチャイムについて設備の更新の時期に合わせて、町民の意見を広く聞いて、新しい曲にするなどのことを考えてはどうかということ質問し、町長からも検討する旨の答弁をいただきました。防災無線の更新は、平成24年度末に補正予算で措置されて、それが本年度に繰り越されて執行されておりました、本年度内に完成の予定となっております。防災無線については、本年5月の議会報告会でも、いろいろ質問が生まれて、町民の関心が高い事項であることが分かりました。チャイム音について、町民の意見を聴いたらどうかと私が質問をする趣旨は、設備を更新することを町民に知らしめる効果もあるということを考えてのことです。設備が更新されれば、おそらく機器の性能も高いものになるでしょうから、何も一曲に固定しなくても良いということも考えられます。月替わりとか、週替わりとか、あるいは日替わりにするとか、あるいはリクエスト方式にするとか、そういったことも考えられるわけでございます。そういったことも含めて、ぜひ一度、町民の意見を聞かれてはどうかと思っております。このことについて町長のお考えをお伺い致します。

二点目、公会堂を利用した文化活動の取組みについてであります。まずその第一点ですけれども、優秀映画鑑賞推進事業を誘致してはどうかということもまずお伺い致します。文化庁及び東京国立近代美術館フィルムセンターの主催で、優秀映画鑑賞推進事業というものが行われております。昭和の初期から現代に至るまでに作成された映画で、映画史を代表する作品や、多くの国民の好評を得た作品を選んで、全国各地で上映される事業でございます。具体的に言いますと、平成24年度の例では、4本の映画を1セットにしたプログラムを25組作りまして、これを全国191箇所の会場で上映されております。長崎県では、12月に新上五島町の迎賓館ミュージアム、2月に大村市民会館と2箇所でした。上映された映画は、それぞれ異なります。

私は、2月の大村市民会館と、3月に佐賀市文化交流プラザ交流センターに行きました。大村市民会館では、山田五十鈴主演の「なにわエレジー」、高峰秀子主演の「稲妻」、倍賞千恵子主演の「愛の賛歌」及び若尾文子主演の「花岡清洲の妻」の4本、佐賀市文化交流プラザ交流センターでは、全て黒澤明監督の映画で、志村喬主演の「生きる」及び「酔いどれ天使」、三船敏郎主演の「天国と地獄」及び「羅生門」の4本でした。

一会場で4本の映画を観るといっても、映画と映画の間の入れ替え時間や、昼休み時間を入れますと10時間ぐらいかかりますので、一日で見るのは大変です。そこで、どの会場でも最低2日間、長いところは5日間ぐらい、上映の順序を変えて上映されております。大村市民会館では、これは主催団体はシーハット大村の事業部だったのですが、4本分がセットになったチケットを1,500円で売られておりました。佐賀市では、何本観ても1日1,000円ということなので、私は朝から夜までがんばって一日で4本観ました。上映時間は正味で7時間52分でした。実は、主催団体は、それぞれの会場毎に異なっていて、市町村だったり、民間の団体だったりしますが、大村市の場合は先程シーハット大村と分かりやすく言いましたけれども、財団法人大村市振興公社という団体です。そして聞いてみますと、映画の案内などの印刷物は文化庁の方で作成されますし、それからチケットを何枚以上売らなければならないというようなノルマもないということで、主催団体としての負担はあまり大きくなかったということでした。そこで私は、開催地としての負担が少ないのだから、本町でも公会堂を利用して、この事業を実施してはどうかと考える次第でございます。

本年度のプログラムはまもなく決定されるそうです。本年度は長崎県内は大村市民会館の一箇所だけだそうです。したがって、本年度は間に合わないにしても、来年度には名乗りを上げて、この事業を本町で実施してはどうかと考えるので、教育長の考えをお伺い致します。

二点目ですが、これに関連して、教育委員会の文化活動を企画し、実施していく機能を強化すべきではないかということをお伺い致します。

先程の優秀映画鑑賞推進事業で申し上げれば、実施を申し込む、決定されればチラシとかチケットを作り配布する。映写技師を手配するなどの実務をこなすことが必要であります。本町で、この事業が実施されていないことが、

すなわちこの機能が弱いためと断定するわけではありません。むしろ、この事業程度のことは現体制でやれると思います。しかし、将来的に本町内で各種の文化活動をさらに活発化していくということを考えた場合には、そういった企画、実施機能を強化する必要があるのではないかと思います。この点についての教育長の考えをお伺い致します。これに関して、町内のどこかで、仮に民間団体であっても、そういった企画、実施機能を有する部門があれば、教育委員会としては、それと連携して事業を進めていくようにすればよいとも考えられますので、そういった機能を有する外郭団体を作る、既存の団体をそのように位置づけるというようなことは考えられないのかお伺いを致します。

四ですが、ここまで考えてくると、それなら一層、そういった企画実施機能を含めて、公会堂の管理運営自体を指定管理者に委託するという方式というものも考えられます。大村市の場合で言いますと、財団法人大村市振興公社が、シーハット大村と市民会館の管理運営の指定管理者になっています。だから市民会館で実施される優秀映画鑑賞推進事業のチケットをシーハット大村が販売していたというわけであります。もっときちんと言えば、指定管理者である大村市振興公社は、この優秀映画鑑賞推進事業をシーハット大村のさくらホールで実施したこともあるそうですが、観客に高齢者が多いので、バスの利便性の良い駅に近い市民会館を利用することにしたということであります。指定管理者制度をとると、そのように他の機能との有機的な連携も可能になるとも考えられます。このように公会堂について、指定管理者制度をとることについて教育長の考えをお伺い致します。

次に、大きな三つ目の事項であります。ボランティアガイドの養成につながる教養講座の実施についてということでございます。本町にある戦争遺構を観光資源に活用するということについては、一般質問でも何回か取り上げられまして議論されておりました、このことについては異論のないことと思います。しかし、実際にそういった場所を案内して、必要な説明をきちんとすることのできる人は、本町内にはあまりいないのではないかと思います。

先般、特攻殉国の碑を清掃しておられるときに、総代さんに「この碑の側面に刻んである戦没者の名前は何人分あるのですか」と聞きましたらば、この碑を作った後に生存が分かって削ったり、あるいは追加で刻んだりしてお

りますけれども、最終的には3,511人分あります。」と説明されました。私は、そのようにきちんと説明されたことに驚いたんですけれども、考えてみますと、戦争遺構について説明するということは、どの遺構についても、そのぐらい詳しく知っておくことが必要だということだと思えます。史談会の方達は詳しく知っておられると思えますけれども、町として観光客を呼び込もうとするのに、そういった方々の好意的な協力にのみ頼ろうと考えるべきではないと思えます。もっと町として積極的に案内し、説明できる人材を養成して、ボランティアガイドというようなものを制度化していくことが必要であると考えます。

そこで、まずは生涯教育の観点から、町民の教養を高めて将来的にボランティアガイドの養成につながっていくことを狙って、戦争遺構に関する教養講座を実施してはどうかと考えますが、教育長の考えをお伺い致します。以上、三点について質問致します。町長及び教育長のご答弁をよろしくお願い致します。内容によりまして、質問者席から再質問致します。ありがとうございました。

**町長** ただいま田口議員の方から三点について質問いただきましたが、そのうち一点目の防災無線のチャイムについての質問に私の方からお答えを致します。

まず、防災行政無線の更新についてであります。当初の計画では、平成25年度から平成28年度までの4年間をかけて整備することで考えておったところでございます。しかし、ご承知のように政権交代によりまして、平成24年度の国の補正予算がついたことや、地域の元気臨時交付金事業費を活用することとして、前倒しして事業を進めることができることとなりまして、本年3月の町議会定例会に補正予算を提案し、そしてこの予算を可決していただいたところでございます。

この予算を平成25年度に繰り越して事業を進めることから、来年2月までの約8ヶ月間で完成させなければなりませんので、かなりタイトな日程となっていることを、まずご理解をいただきたいと思えます。そこで、時報チャイムについての質問でございますが、考え方と致しましては、昨年9月に議員のご質問にお答え致しましたように、住民参加のための一つの方法とし

て、町民の意見を取り入れることは良いことであろうと思いますので、施工業者が決まり次第、さっそく当該業者と打ち合わせをしながら検討していきたいと考えております。なお、防災行政無線の工事につきましては、本定例会に工事請負契約の締結についてご提案致しておりますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

**教 育 長** 田口議員の質問にお答え致します。

まず一点目は、公会堂を活用した文化活動の取り組みについてです。その中の一点目ですが、優秀映画鑑賞推進事業につきましては、文化庁の事業です。優れた映画を東京国立近代美術館フィルムセンターから希望する公立文化施設に貸し出し、広く鑑賞機会を提供することを目的にしており、35ミリフィルムの提供、輸送をフィルムセンターが、上映活動、広報等は主催者が負担することとなっているようでございます。

貸し出される映画は、往年の名作というふうに聞いております。なお、上映した場合には、入場料を徴収するということになるようでございます。これにつきましては、町内のニーズ、これがどの程度あるかを把握するためにも、町政80周年、これは来年の事業でございしますが、この記念事業の一つとして、取り組んでみたいと、そのように考えております。

二点目についてお答え致します。議員ご指摘のとおり、文化的活動を企画、実施する機能の強化は必要である、そのように考えます。じゃあどういふうに機能を強化するとして、教育委員会ですることができることは何かと考えた場合に、次のことを考えました。

まず、教育委員会の職員を社会教育主事研修会に参加をさせたい、そのように思います。そして、社会教育主事の資格を取得させたいということでもあります。

三点目についてお答え致します。企画実施機能を有した外郭団体を作るということは、新たに作るということについては、かなり難しい、そのように考えます。現在、教育委員会では我楽多会、あるいは文化協会などと連携して文化的活動の充実に取り組んでいるところでございます。これからも地域の団体との連携を深めることから取り組んでいきたい、そのように思います。これは、地域の団体と取り組むことによって、地域の団体も育っていくだろ

うと、そういった団体が育っていくことが、将来的に川棚町の文化的活動の充実につながる。そのように考えているところでございます。

四点目についてお答えします。これまで公会堂の管理運営を指定管理者に代行させる考えはございませんでした。しかし、能力が高い指定管理者に包括的に管理運営を代行させることで文化活動の向上が図られる可能性もあるのではないかという気も致します。まずは、能力があり、管理運営をできるものがあるのかどうか、あるいは予算的なこともございますので、そういったことにつきまして、他の自治体の状況を調査研究をしたい、そのように思います。

次に、ボランティアガイドの養成につながる教育講座の実施についてお答え致します。

生涯教育の一環として、戦争遺構に関する教養講座を開設することは、川棚町の戦争遺構を後世に伝えていくためにも必要であると考えますが、教育委員会としてましては、戦争遺構に限らず、文化財や史跡を含めた教養講座の開設を検討すべきであろうと思います。また、本講座を開設するためには、町内の文化財、史跡、戦争遺構に詳しく、イベント等で現在もボランティアガイドをされている川棚史談会の協力が、ぜひとも必要でございます。そしてまたこういった教養講座の開設は、史談会にとっても会の活性化につながっていくのかなというふうに考えます。史談会のご意見をいただきながら、前向きに検討したいと思います。なお、講座によって得た学習成果をボランティア活動に活かそうとする者への支援は、生涯学習の観点からも必要であると考えており、この場合は、ボランティアガイドの育成ということになりますが、関係機関と連携をして取り組んでいくと、そういうふうになると考えております。以上で答弁を終わります。

**1 2 番田 口** 防災無線についてですが、確かに当初の予定スケジュールよりも、かなり早く進んでいるという事情はあると思います。今の町長からも住民参加型の方法として良いことだというような評価をいただきましたので、私も前回も言ったように、現在の曲のままでも、それは良いことは良いと思っております。「野ばら」という曲と「夕焼け小焼け」という曲が、昼と夕方に町内全体に鳴り響くというのは、非常に良いことだなというふうに私は思っておりますが、そのままにするのかどうかということも含めて、やはり

町民の意見を反映するということが大事なことじゃなかろうかなというふうに思っておりますので、これから考えていかれるということでございますが、方法として、委員会を作るとか、アンケート調査をするとか、いろんな町民の意見の聞き方もありますけれども、そこらへんは概略、どんなふうな気持ちがあるんでしょうか。

**町長** お答え致します。この田口議員のご提言に対しまして、積極的に取り組むという姿勢を昨年9月議会で申し上げておりましたが、実は、このチャイムの時報につきましては、時間を町民の方に知らせるという目的のほかに、防災無線がきちんと機能しているかということの確認のために、この時報というものを採用致しております。まず、そういった基本的なことをご理解をいただきたいと思っております。そして、せっかく更新を致しますので、住民の参加をというようなことで、ご提言が前回あったわけでございます。それはまさにその通りでございますので、そのような方向で進めておりました、実は先程も言いましたように、この議会で契約の締結の議案をご決定いただく予定に致しておりますが、すでに時間がありませんので、業者の方とは下打ち合わせをさせていただいております。そういった中で、ある問題点も出てきておりました、先に募集をかけて、そして曲が決まった場合、著作権の問題が発生をいたしますので、そういったところのクリアをまずしてから、どういった方法をとるかということは今担当課の方では研究をしているようでございます。いずれに致しましても、具体的には契約締結の議案をご承認いただいてから、正式に当該企業と打ち合わせをさせていただいて、できるように進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**1 2 番田口** この防災無線の方式も個別受信中心の方式とか他町ではあるわけですが、やはり屋外に流れるということも非常に大事なことであり、先程言いましたように、川棚町内はこういうふうに昼、夜流れているというのが非常に特色もあるし、子ども達にとっても、これがふるさとだなという印象をつけるということでも非常に良いことじゃないかなと思っておりますので、まあぜひともご検討いただいておりますね、変わったなら変わったで、変わったな、良かったなというようなかたちになるようにですね、ぜひともご検討をいただきたいと思っております。

次のことに移りますが、私はこういった映画鑑賞も文化活動の一環である

し、来年度は実施したいということでありましたので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。このそういった文化活動の企画実施機能ということについては、教育長の基本的な認識、町内の文化活動についての基本的な認識的なこと、機能の強化が必要というようなお話でしたけれどもですね、現状についてのどういうふうな認識をしておられるのかなというのを、基本的なところをお聞きしたいなと思います。と申しますのは、文化活動といっても、書道だったり、絵だったり、手芸だったり、コーラスだったり、詩吟とか、いろんな活動がありますし、川棚町民皆さんがそれぞれにいろんな活動をしておられると思います。それは結構川棚町内は活発な方じゃないかなと思ったりもします。例えば県展などで、書道などの入選者とか見てみてもですね、結構川棚町内の方はおられるんじゃないかと思うんですね。そういう意味でレベルが高いんじゃないかと。あるいは、オールドダックスという男性のみのアカペラの合唱団、これはあまりないような合唱団ですよね。そういう意味で、川棚町は非常に文化活動は結構高いレベルにあるんじゃないかなと思うんですが、さらにそういったものを高めていくために、町内のそういった文化活動をコーディネートするっていうんですかね、そういったような機能というのが、どこかもうちょっと必要なんじゃないかなかと、それがどこがやるのか、文化協会がやるのか教育委員会がやるのかというふうなことになるんだと思うんですが、そこらへんについての、川棚町内の文化活動についての基本的な考え方、こう思ってて、こういうふうに持っていきたいんだというふうな基本的なところを、ちょっともう一回お聞かせいただきたいと思います。

**教 育 長** なんか非常に難しい質問をいただきましたけれども、文化的活動を充実させると言ったときに、いかに川棚町の文化的活動をなさっている団体、これが育っていくかというのが非常に大事だろうと思っております。それともう一つはですね、例えば、今川棚町の教育委員会でやっているものの中に、図書室まつりとか、読書フェスティバルというのがございます。こういうものに協力してくださっている団体は、町内の読み語り団体とか、そういうところが協力してくださっているんですね。こういう協力できる団体との協力関係をしっかり作っていく、これは非常に大事なことだろうと思っております。新しい外郭団体を作るという考え方ではなくて、現在ある団体



で連携ができる場所とはしっかり連携をとっていきたい、そのように考えていっているところです。あと、文化協会が大体加盟団体があり、そして文化的活動の充実に取り組んでいただいているんじゃないかと思いますが、こういったところとの連携が非常に大事だろうと思っております。

もう一つは、今まで川棚町で、社会主事の研修会、これに行ったというのが、ここ数年たぶんあっていないだろうと思うんですが、やっぱり人材を育てるという面で、この研修は非常に大事だろうと思っております。ですので、ここらあたりについては、来年度はぜひできるように考えていきたいな思っているところです。

**1 2 番田 口** それで、先程から名前が出ています地域の団体と連携をして、新しい団体を作るんじゃなくて、そういった今ある地域の各団体が中心になって動いていくのがいいというお考えを示されましたけれども、それはそういう考えで良いと思います。ただ、我楽多会とか、名前も出ておりましたが、結局、20数年活動をしておるとですね、だんだんと高齢化もしていきますよね。それで活動が鈍るというようなことも考えられるのでですね、常にそういった民間の活動団体が、若さを保ち、活発に動いていくためには、やはり何かのてこ入れが必要なんじゃないかと思うんですけども、そこらへんについての何かお考えを聞かせていただければと思います。

**教 育 長** 正直言って、こういう方法であればこういう団体が活性化すると、そういった案は持ち合わせておりません。ただ、教育委員会と一緒にやれる事業、そういったものやっけていくこと、これが大事だろうというふうに思います。したがって、先程、我楽多会が高齢化しているということもおっしゃいましたが、確かにそのとおりですね。ただ、我楽多会と連携した事業が随分長い間途絶えていたというのも事実だろうというふうに思います。そういったものを復活させていくこと、これは大事だろうというふうに考えているところです。

**1 2 番田 口** 指定管理者制度については、他の自治体のことも見ながら研究していきたいということではありますが、方向としては、私はそういう方向に行くのが良いのではないかなということをお思っております。適切な団体があるかどうかということが問題になるのかなと思いますけれどもですね。しかし、例えば大崎公園の方は観光協会が指定管理者となっているわけでありま

してですね、むしろ例えば、観光協会に委託をしてしまうとですね、大崎公園の方は屋外イベントの場所で、公会堂は屋内イベントの場所というようにですね、考えられて、その同じ団体が両方を有効に利用して活用できるというふうな方法も考えられるのでですね、仮に言えば、観光協会を指定団体とするというのでも良いのではないかというふうなことも考えられるわけでありまして、したがって、ぜひともこれは前向きに検討していただきたいなと思っておりますので、そういう方向に考えられるかどうか、それとも何か問題ありと思っておられるのかどうか、そこらへんについてはどうでしょうか。

**教 育 長** 正直に申し上げまして、指定管理者について、今真っ白です。

ただ、指定管理者をすることが本当に良いのか、川棚町の規模で指定管理者をすることが本当に良いのかどうか、そういった視点でしっかりと調査研究をしたいというふうに思います。

**1 2 番 田 口** ボランティアガイドの関係ですが、史談会の方の協力もいただきながら、教養講座の実施について教育長の方で文化財全般という観点から、前向きに取り組んでいきたいというご答弁をいただいておりますが、結局、私が先程質問した、このボランティアガイドに関する部分の前半の部分は、実は観光政策であろうと思っておりますので、今の教育長の答弁などを聞いて、町長の方から観光政策という観点からですね、ボランティアガイドを制度化して、積極的に活用して川棚町に多くの観光客に来ていただくという取組みをしていった方がいいのではないかと私は思っておりますので、そういう観点からちょっと、町長の方のボランティアガイドの制度化についての何かのお考えを聞かせてもらえませんかでしょうか。

**町 長** お答え致します。事前に通告があっておりませんでしたので、まったく考えておりません。

**1 2 番 田 口** まずは教育委員会の方でそういった川棚町内の町民の皆様の教養を高めて、そしてふるさと川棚については、町民が誰でも詳しく説明できるんだというふうな感じにでもなってですね、そして、ボランティアの人達が川棚町に来られた方達のガイドを引き受けると、そういうふうなレベルに持って行っていただきたいと思っておりますし、そういったようなことで、ボランティアガイドの制度化ということも、将来的にご検討をいただきたいと思

ておりますので、それを申し上げておきたいと思っております。以上で終わります。

( 1 3 : 3 5 )

**議 長** 次に、波戸勇則議員。

**8 番 波 戸** 8番、波戸勇則です。通告に従い幼保小の連携について教育長へ質問します。

小学校に入学したばかりの一年生が、人の話を聞かない、授業中に歩き回るなど、小1プロブレムを引き起こさず、幼稚園、保育所と小学校との接続が円滑に行われるよう、その連携の必要性は以前から求められています。

本町では、平成17年度から3年間、みのり幼稚園、川棚みのり保育園と石木小学校において、幼保小連携推進事業に取り組まれております。また、平成20年3月には、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び小学校学習指導要領が改定され、幼児期の子ども達の健やかな成長を保障していくためには、幼稚園、保育所と小学校が連携しあっていくことが必要であり、就学前の教育、保育と小学校教育への連続性と学びの基礎力の育成が重要視されるようになりました。その実践研究の中では、幼児児童間交流、教師間の連携と学びの連続性、情報の共有化及び保護者間連携において研究の成果が報告されております。また、今後の課題として、交流活動をするために、いかに活動を精選し実践していくか、情報交換のあり方、共通理解の仕方、意見交換のあり方を模索していくなど、幼保小連携を進めていくためには、取組みの内容をスリム化していく必要があるとの意見が出されております。

そこで、本町の幼稚園、保育所と小学校においては、今までに笑顔交流会やようこそ小学校へのかたちで連携に取り組んでおりますが、保育士と教諭の意識の相違や、幼児教育と小学校教育の理解不足、時間の割り振りなどで思うように進んでいないのが現状ではないでしょうか。家庭や地域の子育て力の低下、社会的環境の著しい変化が子ども達の育ちに大きく影響を及ぼしていると考えられている中で、就学前の幼稚園、保育所と小学校の連携の必要性が今問われています。

小1プロブレムを引き起こさず、幼稚園、保育所から小学校へスムーズな移行が円滑に行われるために、本町の取組みについて次の三点を尋ねます。

1、実践されなかった原因の把握はされたのか。また、どのような検討がなされたのか尋ねる。

2、小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、それぞれに幼児教育から小学校教育への円滑な接続の大切さが謳われているが、本町ではどのように取り組んでいるか。

3、幼保小連携推進事業の先進地として進めていく考えはないか尋ねます。  
以上、三点について尋ねます。

**教 育 長** 波戸議員の質問にお答えします。

最初に、一点目の実践をされていない原因の把握はされたのか、また、この一年どのような検討がなされたのかということについてお答えをします。これは、以前の質問の続きだというふうに理解しております。

この実態提起における三つの視点を取り上げての質問でございますので、この三つの視点毎に答弁をさせていただきます。

まず一点目は、情報の共有化についてです。これは子ども達の情報共有することによって、子ども達一人ひとりに寄り添い、連続した育ちに目を向けた指導をすることを目標にしたものでございます。このことにつきましては、各保育園及び幼稚園から、子どもについての情報を提供してもらっているところです。これをより確実にするために、24年度は情報提供の様式を町内で統一したところでございます。また、各学校から各保育園や幼稚園に出向きまして、授業や保育の様子を観察させていただき、その後に情報交換会を実施を致しております。

二点目は、教師間の連携と学びの連続性についてです。これは、保育園、幼稚園、小学校の保育士や教師が連携を保ち、教師がお互いに交流活動を通して子どもについての理解を深め、指導内容や指導方法をつなぎ、学びの連続性につなげることを目標にしたものでございます。先程申し上げました保育園や幼稚園に出向いての保育や授業の参観と、その後の情報交換会、これがこれにあたるものと理解をしています。

三点目は、幼児児童間交流です。この交流によって、幼児は将来への憧れを感じ、児童は自分の育ちを振り返り、ひいては幼児及び児童の豊かな心の育成を願うものでございます。これについては、各学校が来年1年生と小学校低学年との交流活動を実施しているところです。また、各小学校の集会活動等に保育園児や幼稚園児を招待している活動もございます。しかし、研究指定当時は実践をしていましたが、現在は実践していないものもあります。

例えば、生活科を中心に実践されていた合同保育、合同授業、保護者、保育士、教職員を対象に実施したアンケート、あるいは行事やお便りの交換などがそうでございます。その理由は、指定研究後も継続して実践していくべきものと、そうじゃないもの、それを精選した結果であろうと思います。精選されたものが、現在町内の各学校に広がり、受け継がれているもの、そのように理解をしております。

現在、幼保小の連携にとりまして、一番の課題、これは発達障害等の特別な支援を必要とする子どもについての緊密な情報交換と指導のあり方等についての情報交換であります。そのために、川棚町の特別支援教育体制を検討し、見直しをしたということでございます。具体的には、川棚町特別支援教育推進会議を新設を致しました。メンバーは、教育長、各学校長、各幼稚園、保育園長、健康推進課長、住民福祉課長でございます。この狙いは、まず教育委員会、それから行政の健康推進課、住民福祉課、行政の連携というのにも必要であろうということで、こういうメンバーにしているところです。そしてその下に、従前からありました特別支援教育コーディネーター連絡協議会を位置づけました。そして、必要に応じて幼保小部会、あるいは小中部会、あるいは中高部会を設置できるようにしたということでございます。また、この中で特別支援教育についての研修会も実施をしているところでございます。先程申し上げました幼稚園、保育園等から新1年生についての情報提供をしていただく様式の統一、これは特別支援教育コーディネーター連絡協議会で検討し、作成したものでございます。これによって、より確かな情報交換ができるものと期待を致しております。

次に、二点目の質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、保育園及び幼稚園と小学校との円滑な接続のために、保育園児、幼稚園児及び小学校児童との交流、職員同士の交流や情報の共有、あるいは合同の研究の機会等を設けるように謳われております。そこで、川棚町の現状について先程も申し上げましたが、もう一度繰り返します。

園児、幼児及び児童の交流につきましては、各学校で来年1年生と低学年との交流を致しております。職員同士の交流や情報交換については、保育園、幼稚園に出向いての保育及び授業参観と、その後の情報交換会における情報共有です。それと、紙による情報提供もでございます。

それともう一つは、川棚町特別支援教育推進会議、あるいはその下に位置づけました川棚町特別支援教育コーディネーター連絡協議会での情報交換会や研修会を実施を致しております。

最後に、幼保小連携事業の先進地として進めていく考えはないかということについてお答えを致します。幼保小連携事業の先進地として進めてく考えはございません。ただし、川棚町の教育をより良くしていく、そういう視点で、川棚町の幼保小の連携にとって必要なものは何か。あるいは川棚町の幼保小の連携で何ができるのかという視点から、幼保小部会等で十分検討する必要があると、そのように思っております。トップダウンでやるという考えではなく、幼保小の現場に必要なもの、あるいはできることは何かを現場レベルで検討し、実践をしていくということでもあります。そのために、川棚町の特別支援教育体制の見直しをしたということがございます。以上で答弁を終わらせていただきます。

**8 番 波 戸** まず最初に教育長の方にお問い合わせと申しますか、今の幼保小連携の中での特別支援に関する部分は外してお話していいですか。

**教 育 長** はい。

**8 番 波 戸** まず、最初に最後の方にありました幼保小部会というのを説明してください。

**教 育 長** まず幼保小部会を設置しなければいけないと思った理由はですね、川棚町特別支援教育コーディネーター連絡協議会というのがございますね。あれは私が教育長になってから参加したときに、本当に必要な幼保小部会での連絡、情報交換といいますかね、そこらあたりが十分に行われていないような感じを受けました。そこで、やはりこれを作る、必要に応じて幼保小部会を作っていくということが必要だろうと思って、先程言いました特別支援教育コーディネーター連絡協議会の中に、幼保小部会を設置したということがございます。

**8 番 波 戸** まず最初のところから質問させていただきますけれども、先程、様式を統一した紙を保育園、幼稚園の方から小学校に送っているという話でしたけれども、これ確かに送っているんですが、これが今現状として送りっぱなしというか、こういう支援が必要ですよ送っても、そうですかという状態で終わっている状況に受けとめていきますので、例えば、そういった送り

っぱなしじゃなくて、例えばもらった側からどういう状況ですかというのを聞いてもらえると、そういうところまで行っていない状況だと思うんですよ。だからそこらへんで様式を統一されたのはいいんですが、もらって、その後どういうふうなかたちで各学校処理されているのかご存知でしたらお願いします。

**教 育 長** そこらあたりまでは正直言いまして把握しておりません。ただですね、保育園や幼稚園の方で、そういう感覚を持っていらっしゃるということであれば、本当の連携になっていないというふうに思いますので、そこらあたりをどうやったら改善できるかということについては検討してまいります。

**8 番 波 戸** そこから連携ができていないということであれば、先程答弁の中でありました一年生の担任と保育園、幼稚園の担任とのそういう情報交換ができる場を作ったらできると思うんですが、それを作る方法とかは考えられないですか。

**教 育 長** 現在、小学校と情報交換が非常に大事だという話をして、小学校の方から幼稚園や保育園に出向いて参観をし、その後、情報交換をしているという話をしましたですね。これは大体、3学期に行っておりますので、この時に一年生の担任が行くというのは非常に難しいですね。したがって、議員がおっしゃったその内容をやるのは、一学期、子ども達が入学してから、後、いわゆる幼稚園、保育園の先生方が参観をできるような時間があればですね、本当はそういうのを私はそういうのをやった方がいいだろうというふうに考えております。そこらあたりが可能かどうかということについては検討してまいります。

**8 番 波 戸** 検討していただけるということで、本当に助かるんですけども、例えば、先程幼稚園、保育園児は、学校の方にはいろんな行事、先程言いました交流会とか、ようこそ何々小学校へということで参加しているんですが、どうしても小学校から園の方に出向いてこられるという機会が少ないんですけども、そこらへんは何か連携事業で実践はされていますので、そこらへんから何か取り入れるようなことはできないでしょうか。

**教 育 長** 指定研究をやっているとき、これはかなり無理をして、いろんなことに取り組みます。したがって先程申しました合同保育、合同授業です

ね、これは現状でそれをやるというのは、非常に難しいですね。したがって、研究指定の時はやれたけれども、その後は継続は難しいということで、現在実施していないと、そういうふうに理解しております。したがって、今の段階で、現状の川棚町の小学校、あるいは幼稚園、保育園の現状の中でですね、どの程度のものができるというのは、これはまさに幼保小部会、そこらあたりで十分に現場レベルで検討していかないと改善はできないと思います。今の川棚町では、これができますよというのは、お互いに共通理解していかないと、実践は難しいと、そのように考えております。そこらあたりで、幼保小部会で検討するようなことを考えていきたいというふうに思います。

**8 番 波 戸** 実践の結果、精選された結果、現状があるということで認識しますけれども、例えばですね、できないことはできませんけれども、まずできることからやってみたらいかがということなんですが、まず学校を開放してもらおうですね、例えば日にちを決めていただいて、一番子ども達が小学校に行って困るのが、最初トイレなんです。家庭でも施設の方でも洋式トイレを使っているんですが、いきなり小学校に行った時点で和式のトイレになるということで、そのトイレが使用できないということが、最初に出てくる問題だと聞いております。だからそこで、一日でも開放してもらえれば、保育園とか幼稚園の子ども達が出向いて、例えばそこで先生付き添いの元に使用方法とか、使い方を指導できると思うんですが、年の内に何回か、この日と、この日と、この日は使って良いですよみたいな感じで、開放というかたちは取れないでしょうか。

**教 育 長** 子ども達が小学校に行ったときに、できるだけ段差を低くしてあげるという意味で、今議員がご提案なった分は非常に大事な活動であろうと思います。したがって、そういった開放がどの程度できるのかということについては、現場の声を聴かないとなかなか分かりませんので、例えば、保育園もどれぐらい行けるかというのは、これは分からないと思うんです。だからそこらあたりをやっぱり当事者同士で話あって検討していくということで考えていきたいと思います。

今ちょっと頭に浮かんだんですが、例えばですよ、夏季休業中とかですよ、そういった時でも可能なんですか。その子ども達に使わせるという面だけ考えた時は。



**8 番 波 戸** ご質問ありがとうございます。

幼稚園も保育園も小学校の夏休み期間中は、保育園は通常運営しておりますし、幼稚園の方も預かり保育というかたちで、幼稚園の方も子ども達は来ていますので、そこは一番の使いやすい時期じゃないかと思っております。例えば、その時にですね、子ども達はいないんですけども、先生達は出勤されていますので、その時でも何か情報交換とか、そういう時間が設けられたらと思います。その時に、例えば運動場を使わせてもらったりとか、他の園の子ども達も一緒に集まって、運動場で何か部会の方で企画された遊びをするとか、そういうものも良いと思うんですが、そこは夏休みでよろしくお願ひします。

**教 育 長** 今、私が「はい」という訳にはいきませんが、そういうことができるように学校の方とも十分に話をしていきたい、そのように思います。

**8 番 波 戸** 幼保小連携の実践結果の精選された結果ですので、できることから一つ一つやっていただきまして、子ども達が小学校にスムーズに上がれるように、今後努めていただきたいと思います。

次に、すいません、バラバラになりました。幼稚園教育要領、保育所保育指針の部分なんですが、幼稚園教育要領の中には、「幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な趣向や主体的な生活、態度などを養うようにすること」、保育所指針の方では、「保育所の保育が小学校以降の生活や、学習の基礎育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な趣向や主体的な生活態度の基礎を養うようにすること」ということで、ほぼ同じようなことが書いてありまして、小学校の方も連携をするようにというふうに書いてあります。そこをもう少し積極的に進めていくような考えはないですか。

**教 育 長** まことに申し訳ありませんが、私としては積極的に進めている、そういう認識をしているんですが、その積極的に進めていくという、その具体的な内容をもう少し教えていただけないでしょうか。

**8 番 波 戸** 具体的な内容と言いますと、また元に戻ってしまうんですけども、まず先程言いました連携の結果、数々の成果が上がっております。実

践の成果として研究発表の中で7項目上がっていますので、そこらあたりを成果として研究発表で報告されてますので、その中からできることはないかということです。

**教 育 長** 申し訳ありません。また元に戻ってしまったようですが、それはですね、3年間の研究をやってみて、そして継続していけるものが精選されて残っていると、そういうふうにご考えておりますので、あくまでも現時点です。現在の川棚町の幼保小連携で何が必要なのかと、前に戻るのではなくて、今の幼保小の連携の中で何が必要なのかというものを出発点にして考えていくこと、これが一番大事かなと、そのように思います。

**8 番 波 戸** 今後、幼保小部会の方で研究されるということですので、できることから一つ一つ進めていただきたいと思います。教育長の考え方として、幼保小連携はどのように認識されておられますか。

**教 育 長** 幼保小連携はですね、あくまでも子ども達がより良く育っていくために、幼保小の教育に携わっている大人が、子ども達のより良い成長を保障していくというか、より良く成長するためにどういうふうに関わっていけばいいかとか、そういったことについての情報交換をし、そしてお互いに子どもを中心に語り合っていくというふうにご考えておりますが。

**8 番 波 戸** 分かりました。そして、最後の三番目の質問は考えはないということで、再質問をすることはないんですが、今後、先程幼保小部会で検討されるということですので、まず先程何度も繰り返しになりますけれども、できることから一つ一つ検討していただいて、今後、子ども達がより良くスムーズに小学校へ上がれるように、より良い検討会になるようお願いしたいと思います。これで終わります。

( 1 4 : 0 1 )

**議 長** これで通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了致しました。本日は、これで散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 4 : 0 1 )

